

PCB 特措法等の改正について（お知らせ）

令和8年7月1日現在

令和8年6月19日付けでポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特措法）及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（JESCO 法）の一部を改正する法律が公布され、一部を除き令和9年4月1日から施行されることとなりましたのでお知らせします。

【注意】

本講習会のテキスト及び講義の内容は、改正前の法令に基づいています。
修了試験は、本講習会のテキスト及び講義の内容から出題されます。
この参考資料（改正後の法令）の内容は、出題されません。

1. 改正の背景

- 高濃度 PCB 使用製品の届出に係る規定はあるが、低濃度 PCB 使用製品（トランス、コンデンサー等）については届出に係る規定や管理に係る基準がなく、課題であった。
- 低濃度 PCB 廃棄物については処分期限（令和9年3月31日まで）が定められているが、今後、低濃度 PCB 使用製品の使用を終了して廃棄物となった場合や保管中の廃棄物が低濃度 PCB 廃棄物であると判明した場合についても当該廃棄物を確実に処理する必要がある。
- 高濃度 PCB 廃棄物については、JESCO による処分事業が既に終了しているが、今後も少量・散発的に新たな高濃度 PCB 廃棄物が発見される可能性があり、その処理が課題であった。

2. 改正の概要

（1）低濃度 PCB 使用製品の届出義務等

低濃度 PCB 使用製品を所有する者に対して、都道府県知事への届出義務及び管理基準の遵守を課すとともに、同製品の使用を終了した者又は保管する廃棄物が低濃度 PCB 廃棄物と判明した者に対して届出義務を課し、一定の期間内に処分を義務付けることとする。

（2）高濃度 PCB 廃棄物の処分義務

保管する廃棄物が高濃度 PCB 廃棄物と判明した者に対しても、一定の期間内に処分を義務付けることとする。

（3）PCB 廃棄物処理計画の廃止

都道府県等における PCB 廃棄物処理計画の策定義務等を廃止することとする。

（4）JESCO の事業の見直し

JESCO の事業の範囲を見直すこととする。

3. 施行期日

本法律は、一部を除き、令和9年4月1日から施行することとする。

4. 関連情報 URL

- 環境省

- 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案」の閣議決定について (2026年04月10日報道発表)

https://www.env.go.jp/press/press_04131.html



- ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/>



- 廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>



- 低濃度 PCB 廃棄物早期処理情報サイト

<https://policies.env.go.jp/recycle/pcb/teinoudo-soukishori/>



- 経済産業省

- PCB 機器の処理促進

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/pcb/index.html

